

概 要 版

明石市子ども・子育て支援事業計画

～明石市子ども・子育てプラン～



平成 27 (2015) 年 3 月
明 石 市

計画策定の趣旨

平成 24（2012）年 8 月に、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

明石市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

子ども・子育て支援新制度の主な内容

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実



計画の位置づけ

1 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけるとともに、本市のまちづくりの総合計画である明石市第 5 次長期総合計画を上位計画として、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の個別計画や、兵庫県の子ども・子育て支援事業計画などとも整合を図りながら、子ども・子育て施策を推進するための計画とします。

2 計画の対象

学童期までのすべての子どもや子育て家庭等を主な対象とします。

また、子ども・子育て支援法が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

計画期間

計画期間は、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間とします。

平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)
	計画期間				
			見直し (中間年)		

子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

課題

すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が求められています。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期で、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要であり、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要です。また、保育所・幼稚園・学校において、特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあり、一人一人の特性等に配慮した対応や支援が求められています。

2 保育ニーズの高まりへの対応

課題

夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴う保育ニーズへの対応が求められています。

子育て世代の女性の労働力率をみると増加しており、ニーズ調査の結果でも、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化している中、幼稚園等の既存施設の活用を図りながら、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子ども・子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められています。

3 子育て家庭を支える地域づくり

課題

子育ての不安感や孤立感をなくし、子どもの育ちと子育てを支援するための環境づくりが必要とされています。

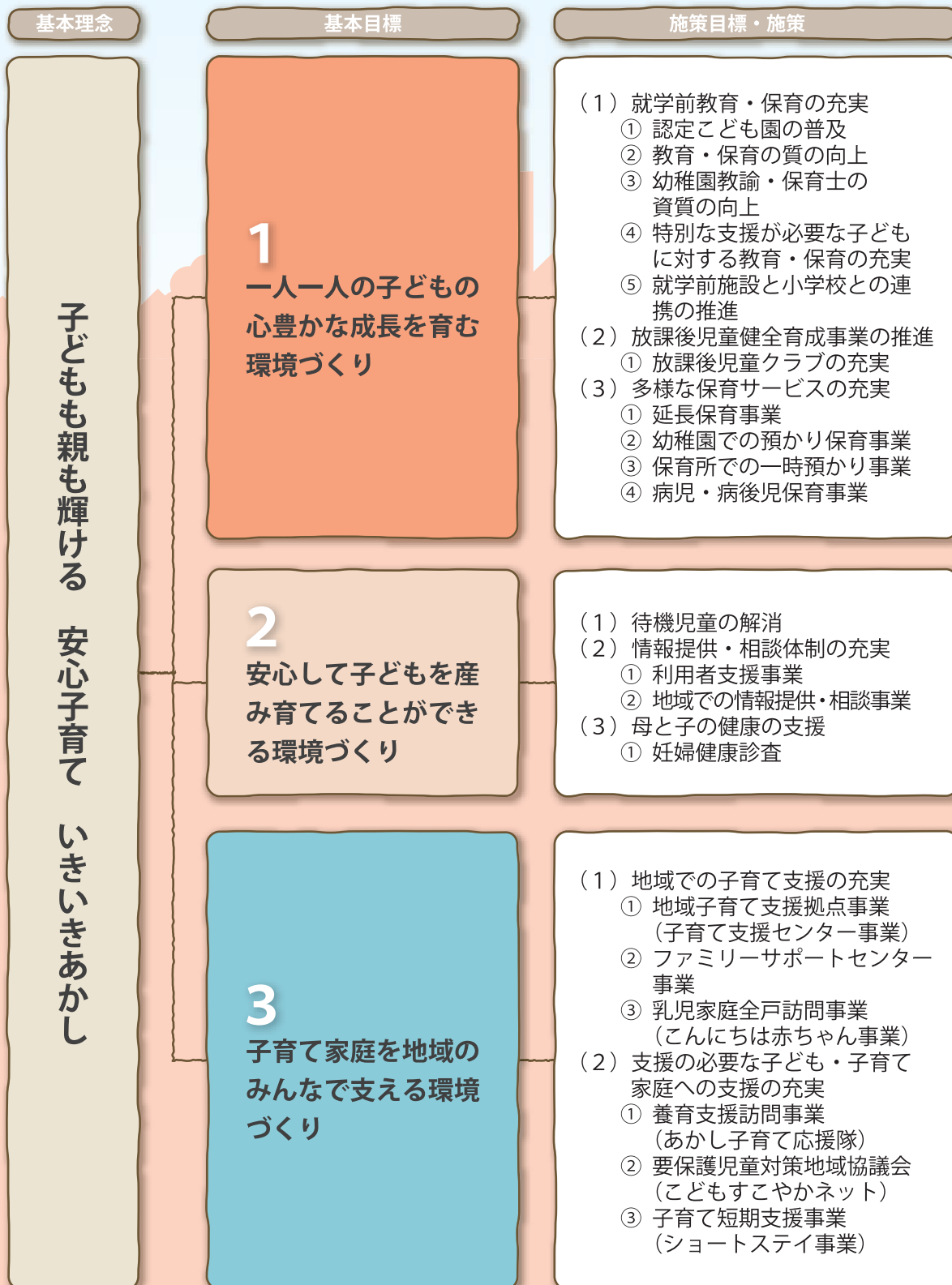
ニーズ調査の結果から、子育ての不安感、孤立感を持つ保護者の姿がうかがえます。そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、また喜びを感じながら子育てができるよう支援していくことが求められています。



子どもも親も輝ける 安心子育て いきいきあかし



施策の体系



基本目標・施策目標・施策



基本目標1

一人一人の子ども達の心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子ども達の健やかな育ちを保障していくため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子ども達が質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

(1) 就学前教育・保育の充実

すべての子どもに質の高い教育や保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進します。また、教育や保育の質の向上に努め「就学前教育・保育の共通カリキュラム」（仮称）の策定などに取り組みます。

特別な支援が必要な子どもに対しては、保護者が気軽に相談できるよう相談体制の充実などを図るとともに、支援の必要な子どもやその保護者の思いに寄り添った支援を行うことができるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修を実施し、指導体制を整えます。

さらに、就学前施設と小学校の連携の強化にも努めます。

施 策

- 認定こども園の普及
- 幼稚園教諭・保育士の資質の向上
- 就学前施設と小学校との連携の推進
- 教育・保育の質の向上
- 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

(2) 放課後児童健全育成事業の推進

市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

施 策

- 放課後児童クラブの充実



(3) 多様な保育サービスの充実

新設・既存の保育所等に対して、延長保育事業の普及促進、一時預かり事業の実施について働きかけを行い、実施園の拡大に取り組みます。

病児・病後児保育については、保護者のニーズも高く、就労世帯等の支援につながることから、事業の継続を図ります。

施 策

- 延長保育事業
- 保育所での一時預かり事業
- 幼稚園での預かり保育事業
- 病児・病後児保育事業

基本目標2

安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 待機児童の解消

3歳から5歳については、私立保育所、私立認定こども園の新設、市立幼稚園の認定こども園化等で保育所定員を増やし、0歳から2歳については、私立保育所、私立認定こども園の新設や私立保育所による分園整備等で保育所定員を増やし、待機児童の解消を図ります。

施 策

- 私立保育所の新設
- 市立幼稚園の認定こども園化

(2) 情報提供・相談体制の充実

基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

また、子育ての不安や負担の軽減を図るため、子育てに関する情報は、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供するとともに、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

施 策

- 利用者支援事業
- 地域での情報提供・相談事業

(3) 母と子の健康の支援

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

施 策

- 妊婦健康診査

基本目標3

子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

(1) 地域での子育て支援の充実

子育て支援センターにおいて、多世代との交流の機会の充実などを図るとともに、乳児家庭全戸訪問において、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援していきます。

また、育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、幅広い層へのファミリーサポートセンター事業の周知を図ります。

施 策

- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
- ファミリーサポートセンター事業
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）



(2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

児童の養育について、支援が必要である家庭や子育てに関して不安やストレス、孤立感を抱える家庭に専門の職員が訪問し、相談や指導などの支援を行います。

こどもすこやかネットにおいて、中央こども家庭センター等関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努めます。

また、それぞれの家庭のニーズに対応できるようショートステイ事業を継続実施していきます。

施 策

- 養育支援訪問事業（あかし子育て応援隊）
- 要保護児童対策地域協議会（こどもすこやかネット）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

「量の見込み」と「確保方策」

本計画においては、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（確保方策）について掲載しています。（以下、計画中の「量の見込み」と「確保方策」を一部抜粋して掲載）

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について

（１） 1号認定 3歳～5歳（保育を必要としない 幼稚園及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全 市	実施時期					
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
① 量の見込み	3,631 人	3,597 人	3,609 人	3,587 人	3,574 人	
② 確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	2,838 人	2,965 人	3,240 人	3,227 人	3,574 人
	確認を受けない幼稚園※1	127 人	—	—	—	—
②－①	▲666 人	▲632 人	▲369 人	▲360 人	0 人	

計画期間中の確保の内容
 平成 27 (2015) 年度 新設 私立認定こども園
 平成 29 (2017) 年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による3歳児保育の実施
 平成 31 (2019) 年度 移行 市立幼稚園の認定こども園化による3歳児保育の実施拡大

※ 1号認定については、計画上は「5ブロック」での掲載となっていますが、概要版用として「全市」での掲載としています。
 ※ 1 子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園。詳細は、計画書の用語解説参照

（２） 2号認定 3歳～5歳（保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全 市	実施時期					
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
① 量の見込み	3,197 人	3,175 人	3,185 人	3,173 人	3,164 人	
② 確保方策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	3,092 人	3,164 人	3,185 人	3,173 人	3,164 人
②－①	▲105 人	▲11 人	0 人	0 人	0 人	

計画期間中の確保の内容
 平成 27 (2015) 年度 新設 私立保育所、私立認定こども園
 平成 28 (2016) 年度 増改築 私立保育所
 平成 29 (2017) 年度 新設 私立保育所
 移行 市立幼稚園・市立保育所の認定こども園化による受け入れ
 移行 市立幼稚園の認定こども園化による受け入れ

（３） 3号認定 0歳～2歳（保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

人：年間の利用人数

全 市	実施時期					
	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	
① 量の見込み	2,063 人	2,057 人	2,043 人	2,025 人	2,012 人	
② 確保方策	特定教育・保育施設 (保育所・認定こども園)	2,010 人	2,057 人	2,043 人	2,025 人	2,012 人
②－①	▲53 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

計画期間中の確保の内容
 平成 27 (2015) 年度 新設 私立保育所、私立認定こども園、私立保育所分園
 平成 28 (2016) 年度 増改築 私立保育所
 新設 私立保育所、私立保育所分園
 移行 市立幼稚園・市立保育所の認定こども園化による受け入れ

※ 市のホームページ「子ども・子育て支援新制度について」において、詳細な計画・資料等を掲載しています。

明石市子ども・子育て支援事業計画 概要版 平成 27 (2015) 年 3 月

発行：明石市 〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号 TEL078-918-5250 編集：明石市子ども未来部こども育成室